

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次ページ

規 則

○退職手当の基礎在職期間等に関する規則……………	(人事課)	1
○北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に 関する規則……………	(人事課)	9

規 則

退職手当の基礎在職期間等に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第79号

退職手当の基礎在職期間等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号。以下「条例」という。）第5条の2第2項第19号、第6条の4及び第8条第2項第2号の規定に基づき、退職手当の基礎在職期間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(基礎在職期間)

第2条 条例第5条の2第2項第19号に規定する知事が定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

- (1) 条例附則第28項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同項に規定する日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間
- (2) 条例附則第30項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同項に規定する昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間
- (3) 条例附則第34項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同項に規定する旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間
- (4) 条例附則第36項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職

員としての引き続いた在職期間とみなされる同項に規定する国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間

- (5) 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第18条第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間とみなされる同項に規定する特定法人役職員としての在職期間
(退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等)

第3条 条例第6条の4第1項に規定する知事が定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等
- (2) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をいう。以下同じ。）により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）のあった休職月等 退職した者が属していた条例第6条の4第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- (3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。） 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)

第4条 退職した者の基礎在職期間に条例第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における条例第6条の4第1項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、当該特定基礎在職期間において当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員として在職していたものとみなす。

(職員の区分)

第5条 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表ア又はイの表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

（調整月額に順位を付す方法等）

第6条 前条（第4条の規定により同条に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

（その者の非違により退職した者）

第7条 条例第8条第2項第2号に規定する知事が定める者は、その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたものとする。

（知事への委任）

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

ア 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	1 平成13年2月16日から平成18年3月31日までの間において適用されていた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号。以下「平成13年2月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例」という。）第5条第4項の規定の適用を受けていた者で平成13年2月16日から平成18年3月31日までの間において適用されていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「平成13年2月以後平成18年3月以前の一般職給与法」という。）の指定職俸給表9号俸の俸給月額に相当する額以上の給料月額を受けていたもの 2 平成14年12月20日から平成17年3月31日までの間において適用され
-------	--

ていた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号。以下「平成14年12月以後平成17年3月以前の任期付職員条例」という。）第4条第3項の規定の適用を受けていた者で平成14年12月20日から平成17年3月31日までの間において適用されていた一般職の職員の給与に関する法律（以下「平成14年12月以後平成17年3月以前の一般職給与法」という。）の指定職俸給表9号俸の俸給月額に相当する額以上の給料月額を受けていたもの

3 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「平成17年4月以後平成18年3月以前の任期付職員条例」という。）第7条第3項の規定の適用を受けていた者で平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた一般職の職員の給与に関する法律（以下「平成17年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法」という。）の指定職俸給表9号俸の俸給月額に相当する額以上の給料月額を受けていたもの

第2号区分	1 平成13年2月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表6号俸の給料月額を受けていたもの 2 平成14年12月以後平成17年3月以前の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表7号俸の給料月額を受けていたもの 3 平成17年4月以後平成18年3月以前の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表7号俸の給料月額を受けていたもの 4 平成13年2月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第4項の規定の適用を受けていた者で平成13年2月以後平成18年3月以前の一般職給与法の指定職俸給表9号俸の俸給月額に相当する額に満たない給料月額を受けていたもの 5 平成14年12月以後平成17年3月以前の任期付職員条例第4条第3項の規定の適用を受けていた者で平成14年12月以後平成17年3月以前の一般職給与法の指定職俸給表9号俸の俸給月額に相当する額に満たない給料月額を受けていたもの 6 平成17年4月以後平成18年3月以前の任期付職員条例第7条第3項の規定の適用を受けていた者で平成17年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の指定職俸給表9号俸の俸給月額に相当する額に満たない給料月額を受けていたもの
-------	---

第3号区分	国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）別表第1イの表第3号区分の項第9号に掲げる者に準ずる者として知事の定めるもの
-------	---

第4号区分	1 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第2条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）の行政職給料表（以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の行政職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの 2 平成8年4月1日から平成16年12月16日までの間において適用されていた道職員給与条例の教育職給料表（以下「平成8年4月以後平成16年12月以前の大学教育職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち知事が別に定めるもの 3 平成16年12月17日から平成18年3月31日までの間において適用されていた道職員給与条例の教育職給料表（以下「平成16年12月以後平成18年3月以前の大学教育職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事が別に定めるもの 4 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた道職員給与条例及び警察職員給与条例の研究職給料表（以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の研究職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち知事が別に定めるもの 5 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた道職員給与条例の医療職給料表⁽¹⁾（学校職員給与条例附則第5項において適用する場合を含む。以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の医療職給料表⁽¹⁾」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事が別に定めるもの 6 平成13年2月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号俸の給料月額を受けていたもの 7 平成14年12月以後平成17年3月以前の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表6号俸の給料月額を受けていたもの
第5号区分	8 平成17年4月以後平成18年3月以前の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表6号俸の給料月額を受けていたもの 1 平成8年4月以後平成18年3月以前の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの 2 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた警察職員給与条例の公安職給料表（以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の公安職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの 3 平成8年4月以後平成16年12月以前の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち知事が別に定めるもの 4 平成16年12月以後平成18年3月以前の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第4号区分の項第3号に掲げる者を除く。）のうち知事が別に定めるもの 5 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた学校職員給与条例の教育職給料表（以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の高校教育職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事が別に定めるもの 6 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた市町村立学校職員給与条例の教育職給料表（以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の中小教育職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事が別に定めるもの 7 平成8年4月以後平成18年3月以前の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第4号区分の項第4号に掲げる者を除く。）のうち知事が別に定めるもの 8 平成8年4月以後平成18年3月以前の医療職給料表⁽¹⁾の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第4号区分の項第5号に掲げる者を除く。）のうち知事が別に定めるもの 9 平成14年12月以後平成17年3月以前の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号俸の給料月額を受けていたもの 10 平成17年4月以後平成18年3月以前の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号俸の給料月額を受けていたもの

第6号区分

- 1 平成8年4月以後平成18年3月以前の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの
- 2 平成8年4月以後平成18年3月以前の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの
- 3 平成8年4月以後平成16年12月以前の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第4号区分の項第2号及び第5号区分の項第3号に掲げる者を除く。)
- 4 平成16年12月以後平成18年3月以前の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第4号区分の項第3号及び第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。)
- 5 平成8年4月以後平成18年3月以前の高校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第5号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち知事が別に定めるもの
- 6 平成8年4月以後平成18年3月以前の中小教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第5号区分の項第6号に掲げる者を除く。)のうち知事が別に定めるもの
- 7 平成8年4月以後平成18年3月以前の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第4号区分の項第4号及び第5号区分の項第7号に掲げる者を除く。)のうち知事が別に定めるもの
- 8 平成8年4月以後平成18年3月以前の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第4号区分の項第5号及び第5号区分の項第8号に掲げる者を除く。)
- 9 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた道職員給与条例の医療職給料表(3)(学校職員給与条例附則第5項において適用する場合を含む。以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の医療職給料表(3)」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
- 10 平成13年2月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号俸の給料月額を受けていたもの
- 11 平成14年12月以後平成17年3月以前の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号俸の給料月額を受けていたもの
- 12 平成17年4月以後平成18年3月以前の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号俸の給料月額を受けていたもの

第7号区分

- 1 平成8年4月以後平成18年3月以前の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
- 2 平成8年4月以後平成18年3月以前の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
- 3 平成8年4月以後平成16年12月以前の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事が別に定めるもの
- 4 平成16年12月以後平成18年3月以前の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち知事が別に定めるもの
- 5 平成8年4月以後平成18年3月以前の高校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第5号区分の項第5号及び第6号区分の項第5号に掲げる者を除く。)
- 6 平成8年4月以後平成18年3月以前の中小教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第5号区分の項第6号及び第6号区分の項第6号に掲げる者を除く。)
- 7 平成8年4月以後平成18年3月以前の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第4号区分の項第4号、第5号区分の項第7号及び第6号区分の項第7号に掲げる者を除く。)
- 8 平成8年4月以後平成18年3月以前の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
- 9 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた道職員給与条例の医療職給料表(2)(学校職員給与条例附則第5項において適用する場合を含む。以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の医療職給料表(2)」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち知事が別に定めるもの又は7級であったもの
- 10 平成8年4月以後平成18年3月以前の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち知事が別に定めるもの
- 11 平成13年2月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表3号俸の給料月額を受けていたもの
- 12 平成14年12月以後平成17年3月以前の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表3号俸の給料月額を受けていたもの
- 13 平成17年4月以後平成18年3月以前の任期付職員条例第7条第1項

	の給料表の適用を受けていた者で同表3号俸の給料月額を受けていたもの		の給料表の適用を受けていた者で同表1号俸又は2号俸の給料月額を受けていたもの	
第8号区分	1 平成8年4月以後平成18年3月以前の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの 2 平成8年4月以後平成18年3月以前の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの 3 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた道職員給与条例及び警察職員給与条例の海事職給料表（以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の海事職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの 4 平成8年4月以後平成16年12月以前の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第7号区分の項第3号に掲げる者を除く。） 5 平成16年12月以後平成18年3月以前の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第7号区分の項第4号に掲げる者を除く。） 6 平成8年4月以後平成18年3月以前の高校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち知事が別に定めるもの 7 平成8年4月以後平成18年3月以前の中小教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち知事が別に定めるもの 8 平成8年4月以後平成18年3月以前の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの 9 平成8年4月以後平成18年3月以前の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事が別に定めるもの 10 平成8年4月以後平成18年3月以前の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち知事が別に定めるもの又は6級であったもの（第7号区分の項第9号に掲げる者を除く。） 11 平成8年4月以後平成18年3月以前の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの又は6級であったもの（第7号区分の項第10号に掲げる者を除く。） 12 平成13年2月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表2号俸の給料月額を受けていたもの 13 平成14年12月以後平成17年3月以前の任期付職員条例第4条第1項	14 平成17年4月以後平成18年3月以前の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号俸又は2号俸の給料月額を受けていたもの	第9号区分	1 平成8年4月以後平成18年3月以前の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの 2 平成8年4月以後平成18年3月以前の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級若しくは5級であったもののうち知事が別に定めるもの又は6級であったもの 3 平成8年4月以後平成18年3月以前の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの 4 平成8年4月以後平成16年12月以前の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの 5 平成16年12月以後平成18年3月以前の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの 6 平成8年4月以後平成18年3月以前の高校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事が別に定めるもの又は3級であったもの（第8号区分の項第6号に掲げる者を除く。） 7 平成8年4月以後平成18年3月以前の中小教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事が別に定めるもの又は3級であったもの（第8号区分の項第7号に掲げる者を除く。） 8 平成8年4月以後平成18年3月以前の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの 9 平成8年4月以後平成18年3月以前の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第8号区分の項第9号に掲げる者を除く。） 10 平成8年4月以後平成18年3月以前の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第8号区分の項第10号に掲げる者を除く。） 11 平成8年4月以後平成18年3月以前の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの 12 平成13年2月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号俸の給料月額を受けていたもの

第10号区分	- 平成8年4月以後平成18年3月以前の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの - 平成8年4月以後平成18年3月以前の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち知事が別に定めるもの又は4級若しくは5級であったもの（第9号区分の項第2号に掲げる者を除く。） - 平成8年4月以後平成18年3月以前の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの - 平成8年4月以後平成16年12月以前の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事が別に定めるもの - 平成16年12月以後平成18年3月以前の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち知事が別に定めるもの - 平成8年4月以後平成18年3月以前の高校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第9号区分の項第6号に掲げる者を除く。）のうち知事が別に定めるもの - 平成8年4月以後平成18年3月以前の中小教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第9号区分の項第7号に掲げる者を除く。）のうち知事が別に定めるもの - 平成8年4月以後平成18年3月以前の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事が別に定めるもの - 平成8年4月以後平成18年3月以前の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち知事が別に定めるもの - 平成8年4月以後平成18年3月以前の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事が別に定めるもの又は3級若しくは4級であったもの - 平成8年4月以後平成18年3月以前の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事が別に定めるもの又は3級であったもの - 平成13年2月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第2項の給料表の適用を受けていた者
第11号区分	第1号区分から第10号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	- 平成18年4月1日以後適用されている一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「平成18年4月以後の任期付研究員条例」という。）第5条第4項の規定の適用を受けていた者で平成18年4月1日以後適用されている一般職の職員の給与に関する法律（以下「平成18年4月以後の一般職給与法」という。）の指定職俸給表6号俸の俸給月額に相当する額以上の給料月額を受けていたもの - 平成18年4月1日以後適用されている一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「平成18年4月以後の任期付職員条例」という。）第7条第3項の規定の適用を受けていた者で平成18年4月以後の一般職給与法の指定職俸給表6号俸の俸給月額に相当する額以上の給料月額を受けていたもの
第2号区分	- 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表6号俸の給料月額を受けていたもの - 平成18年4月以後の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表7号俸の給料月額を受けていたもの - 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第4項の規定の適用を受けていた者で平成18年4月以後の一般職給与法の指定職俸給表6号俸の俸給月額に相当する額に満たない給料月額を受けていたもの - 平成18年4月以後の任期付職員条例第7条第3項の規定の適用を受けていた者で平成18年4月以後の一般職給与法の指定職俸給表6号俸の俸給月額に相当する額に満たない給料月額を受けていたもの
第3号区分	平成18年4月1日以後適用されている道職員給与条例、学校職員給与条例及び警察職員給与条例の行政職給料表（以下「平成18年4月以後の行政職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの
第4号区分	- 平成18年4月以後の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの - 平成18年4月1日以後適用されている道職員給与条例の教育職給料表（以下「平成18年4月以後の大学教育職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事が別に定めるもの - 平成18年4月1日以後適用されている道職員給与条例及び警察職員給与条例の研究職給料表（以下「平成18年4月以後の研究職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち知事が別に定めるもの - 平成18年4月1日以後適用されている道職員給与条例の医療職給料表(1)（学校職員給与条例附則第5項において適用する場合を含む。以

	下「平成18年4月以後の医療職給料表(1)」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事が別に定めるもの 5 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号俸の給料月額を受けていたもの 6 平成18年4月以後の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表6号俸の給料月額を受けていたもの		4 平成18年4月以後の高校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。)のうち知事が別に定めるもの 5 平成18年4月以後の中小教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第5号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち知事が別に定めるもの 6 平成18年4月以後の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第4号区分の項第3号及び第5号区分の項第6号に掲げる者を除く。)のうち知事が別に定めるもの 7 平成18年4月以後の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第4号区分の項第4号及び第5号区分の項第7号に掲げる者を除く。) 8 平成18年4月1日以後適用されている道職員給与条例の医療職給料表(3)(学校職員給与条例附則第5項において適用する場合を含む。以下「平成18年4月以後の医療職給料表(3)」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの 9 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号俸の給料月額を受けていたもの 10 平成18年4月以後の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号俸の給料月額を受けていたもの
第5号区分	1 平成18年4月以後の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの 2 平成18年4月1日以後適用されている警察職員給与条例の公安職給料表(以下「平成18年4月以後の公安職給料表」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの 3 平成18年4月以後の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち知事が別に定めるもの 4 平成18年4月1日以後適用されている学校職員給与条例の教育職給料表(以下「平成18年4月以後の高校教育職給料表」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事が別に定めるもの 5 平成18年4月1日以後適用されている市町村立学校職員給与条例の教育職給料表(以下「平成18年4月以後の中小教育職給料表」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事が別に定めるもの 6 平成18年4月以後の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第4号区分の項第3号に掲げる者を除く。)のうち知事が別に定めるもの 7 平成18年4月以後の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第4号区分の項第4号に掲げる者を除く。)のうち知事が別に定めるもの 8 平成18年4月以後の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号俸の給料月額を受けていたもの		
第6号区分	1 平成18年4月以後の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの 2 平成18年4月以後の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの 3 平成18年4月以後の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第4号区分の項第2号及び第5号区分の項第3号に掲げる者を除く。)	第7号区分	1 平成18年4月以後の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの 2 平成18年4月以後の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの 3 平成18年4月以後の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち知事が別に定めるもの 4 平成18年4月以後の高校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第5号区分の項第4号及び第6号区分の項第4号に掲げる者を除く。) 5 平成18年4月以後の中小教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第5号区分の項第5号及び第6号区分の項第5号に掲げる者を除く。) 6 平成18年4月以後の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第4号区分の項第3号、第5号区分の項第6号及び第6号区分の項第6号に掲げる者を除く。) 7 平成18年4月以後の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの 8 平成18年4月1日以後適用されている道職員給与条例の医療職給料

	表(2) (学校職員給与条例附則第5項において適用する場合を含む。以下「平成18年4月以後の医療職給料表(2)」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち知事が別に定めるもの又は7級であったもの 9 平成18年4月以後の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち知事が別に定めるもの 10 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表3号俸の給料月額を受けていたもの 11 平成18年4月以後の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表3号俸の給料月額を受けていたもの		受けていた者で同表1号俸又は2号俸の給料月額を受けていたもの
第8号区分	1 平成18年4月以後の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの 2 平成18年4月以後の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの 3 平成18年4月1日以後適用されている道職員給与条例及び警察職員給与条例の海事職給料表(以下「平成18年4月以後の海事職給料表」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの 4 平成18年4月以後の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第7号区分の項第3号に掲げる者を除く。) 5 平成18年4月以後の高校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち知事が別に定めるもの 6 平成18年4月以後の中小教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち知事が別に定めるもの 7 平成18年4月以後の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの 8 平成18年4月以後の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事が別に定めるもの 9 平成18年4月以後の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち知事が別に定めるもの又は6級であったもの(第7号区分の項第8号に掲げる者を除く。) 10 平成18年4月以後の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの又は6級であったもの(第7号区分の項第9号に掲げる者を除く。) 11 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表2号俸の給料月額を受けていたもの 12 平成18年4月以後の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を	第9号区分	1 平成18年4月以後の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの 2 平成18年4月以後の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事が別に定めるもの又は5級であったもの 3 平成18年4月以後の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの 4 平成18年4月以後の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの 5 平成18年4月以後の高校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事が別に定めるもの又は3級であったもの(第8号区分の項第5号に掲げる者を除く。) 6 平成18年4月以後の中小教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事が別に定めるもの又は3級であったもの(第8号区分の項第6号に掲げる者を除く。) 7 平成18年4月以後の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの 8 平成18年4月以後の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第8号区分の項第8号に掲げる者を除く。) 9 平成18年4月以後の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第8号区分の項第9号に掲げる者を除く。) 10 平成18年4月以後の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの 11 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号俸の給料月額を受けていたもの
		第10号区分	1 平成18年4月以後の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの 2 平成18年4月以後の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち知事が別に定めるもの又は4級であったもの(第9号区分の項第2号に掲げる者を除く。) 3 平成18年4月以後の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの 4 平成18年4月以後の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち知事が別に定めるもの 5 平成18年4月以後の高校教育職給料表の適用を受けていた者でその

	属する職務の級が2級であったもの（第9号区分の項第5号に掲げる者を除く。）のうち知事が別に定めるもの 6 平成18年4月以後の中小教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第9号区分の項第6号に掲げる者を除く。）のうち知事が別に定めるもの 7 平成18年4月以後の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事が別に定めるもの 8 平成18年4月以後の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち知事が別に定めるもの 9 平成18年4月以後の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事が別に定めるもの又は3級若しくは4級であったもの 10 平成18年4月以後の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事が別に定めるもの又は3級であったもの 11 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第2項の給料表の適用を受けていた者
第11号区分	第1号区分から第10号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第80号

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則

（改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する附則第2項に規定する知事が定める額）

第1条 北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第12号。以下「改正条例」という。）附則第3項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第2項に規定する知事が定める額は、退職した者で改正条例附則第3項に規定する者であったものが、退職手当の基礎在職期間等に関する規則（平成18年北海道規則第79号）第4条の規定により改正条例の施行の日の前日を含む特定基礎在職期間（同条に規定する特定基礎在職期間をいう。以下同じ。）において同条に定める職員として在職してい

たものとみなされる場合に当該特定基礎在職期間にその者に適用されることとなる初任給の決定、昇格、昇給等に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則により計算した場合にその者が同日において受けるべき給料月額とする。

（改正条例附則第5項の規定により読み替えて適用する附則第4項に規定する知事が定める額）

第2条 改正条例附則第5項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第4項に規定する知事が定める額は、前条に規定する給料月額とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

